

令和 3 年度

長野市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

長野市監査委員

4 監査第 41 号
令和 4 年 8 月 30 日

長野市長
萩原 健司 様

長野市監査委員	西 島	勉
同	榊 原	剛
同	近 藤	満 里
同	宮 崎	治 夫

令和 3 年度決算に基づく健全化判断比率
及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により審査に付された令和 3 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見を提出します。

目 次

令和3年度決算に基づく健全化判断比率審査意見

第1	審査の対象	1
第2	審査の期間	2
第3	審査の方法	2
第4	審査の結果	2
1	実質赤字比率	3
2	連結実質赤字比率	4
3	実質公債費比率	5
4	将来負担比率	6
5	意見	7
	審査資料	9

令和3年度決算に基づく資金不足比率審査意見

第1	審査の対象	15
第2	審査の期間	15
第3	審査の方法	15
第4	審査の結果	15
1	資金不足比率	15
2	意見	16
	審査資料	17

	参考資料	22
--	------	----

令和3年度決算に基づく健全化判断比率審査意見

第1 審査の対象

令和3年度決算に基づく健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

健全化判断比率及び資金不足比率の対象会計

一般会計等	一般会計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率		
	一般会計等に属する特別会計	母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計						
		授産施設特別会計						
病院事業債管理特別会計								
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち、公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険特別会計	資金不足比率 ※注	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率		
		介護保険特別会計						
		後期高齢者医療特別会計						
		駐車場事業特別会計						
	公営企業会計	公営企業に係る会計 (地方公営企業法を適用する事業又は地方財政法施行令第46条の事業)					法適用企業	産業団地事業会計
							水道事業会計	
							下水道事業会計	
							戸隠観光施設事業会計	
							企業適用非	鬼無里大岡観光施設事業特別会計
一部事務組合・広域連合	一部事務組合	須高行政事務組合	資金不足比率 ※注	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率		
		千曲衛生施設組合						
		長水部分林組合						
		長野県市町村自治振興組合						
	広域連合	長野広域連合						
		長野県後期高齢者医療広域連合						
		長野県地方税滞納整理機構						
第三セクター等	地方公社	長野市土地開発公社	資金不足比率 ※注	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率		
	地方独立行政法人	長野市民病院						
	第三セクター等	市が損失補償や債務保証をしている場合、算定に含める。(令和3年度は該当なし)						

※資金不足比率は公営企業会計ごとに算出するもので、審査意見は15ページから記載している。

第2 審査の期間

令和4年6月30日から8月23日まで

第3 審査の方法

審査に当たっては、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律及び関係法令に基づき算出され、適正に作成されているかについて、関係書類等と照合するとともに、関係職員の説明聴取を実施した。

第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令に準拠して作成され、その算定は適正であるものと認められた。

健全化判断比率は次表のとおりであり、各比率とも早期健全化基準を下回っている。

	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	R3-R2年度増減	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— (▲ 4.36%)	— (▲ 4.99%)	— (▲ 0.23%)	— (▲ 2.51%)	— (▲ 2.02%)	(0.63)	11.25%	20%
連結実質赤字比率	— (▲ 30.55%)	— (▲ 30.32%)	— (▲ 24.96%)	— (▲ 26.83%)	— (▲ 25.91%)	(△ 0.23)	16.25%	30%
実質公債費比率	4.3%	3.6%	2.8%	2.1%	2.0%	0.7	25%	35%
将来負担比率	33.0%	42.8%	50.7%	44.0%	46.2%	△ 9.8	350%	

※ 各比率は、表示単位未満を切り捨てて表示した。

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額及び連結実質赤字額が生じていないため「—」で表示し、参考として、黒字の比率を（ ）内に「▲」で併記した。

※ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律において、地方公共団体は、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を定めなければならない。さらに、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には、財政再生計画を定めなければならないとされている。

1 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率であり、財政運営の悪化の度合いを示すもので、比率は次の算式による。

<算式>

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

(臨時財政対策債発行可能額を含む)

令和3年度決算における実質赤字比率の状況は、次表のとおりである。

(単位 千円・%)

会計名		実質収支額		対前年度 増減
		令和3年度	令和2年度	
一 般 会 計 等	一 般 会 計	4,030,971	4,444,707	△ 413,736
	一般会計等に属する 特別会計 母子父子寡婦福祉資金貸付事業 特別会 計	0	0	0
	授産施設特別会計	1	0	1
	病院事業債管理特別会計	0	0	0
合 計 ①		4,030,972	4,444,707	△ 413,735
標 準 財 政 規 模 ②		92,383,584	88,989,707	3,393,877
実質赤字比率 (① / ②)		— (▲ 4.36)	— (▲ 4.99)	(0.63ポイント)

当年度の実質収支額は、40億3,097万円余の黒字となった。

実質赤字比率は、赤字でない限り比率がないものとされるため「—」と表示している。参考として、黒字の比率を()内に「▲」で併記しており、前年度に比較して0.63ポイント上昇(悪化)した。これは、当年度の実質収支額が、前年度に比較して4億1,373万円余減少したことによるものである。

2 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率であり、財政運営の悪化の度合いを示すもので、比率は次の算式による。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

(臨時財政対策債発行可能額を含む)

令和3年度決算における連結実質赤字比率の状況は、次表のとおりである。

(単位 千円・%)

会 計 名	連結実質収支額		対前年度 増 減	
	令和3年度	令和2年度		
一般会計等	実質収支額			
一 般 会 計	4,030,971	4,444,707	△ 413,736	
母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	0	0	0	
授産施設特別会計	1	0	1	
病院事業債管理特別会計	0	0	—	
小 計	4,030,972	4,444,707	△ 413,735	
一般会計等以外の特別会計のうち 公営企業に係る特別会計以外の会計	実質収支額			
国民健康保険特別会計	1,160,182	1,139,372	20,810	
介護保険特別会計	879,229	622,081	257,148	
後期高齢者医療特別会計	8,619	9,849	△ 1,230	
駐車場事業特別会計	16,898	0	16,898	
小 計	2,064,928	1,771,302	293,626	
公営企業会計に係る会計	資金不足額(△)・剰余額			
法 適 用 企 業	産業団地事業会計(宅地造成事業)	1,527,458	1,469,156	58,302
	水道事業会計	14,723,048	13,987,728	735,320
	下水道事業会計	5,789,975	5,237,681	552,294
	戸隠観光施設事業会計	89,826	77,143	12,683
	小 計	22,130,307	20,771,708	1,358,599
法 非 適 用 企 業	鬼無里大岡観光施設事業特別会計	52	60	△ 8
	小 計	52	60	△ 8
合 計 ①	28,226,259	26,987,777	1,238,482	
標 準 財 政 規 模 ②	92,383,584	88,989,707	3,393,877	
連結実質赤字比率(①/②)	— (▲ 30.55)	— (▲ 30.32)	(△ 0.23ポイント)	

当年度の連結実質収支額は、282億2,625万円余の黒字となった。

連結実質赤字比率は、赤字でない限り比率がないものとされるため「-」と表示している。参考として、黒字の比率を（ ）内に「▲」で併記しており、前年度に比較して0.23ポイント低下（改善）した。これは主に、公営企業に係る特別会計以外の特別会計における実質収支額が2億9,362万円余及び公営企業会計に係る会計における剰余額が13億5,859万円余それぞれ増加したことによるものである。

3 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率であり、資金繰りの程度を示すもので、比率は次の算式による。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{（地方債の元利償還金＋準元利償還金）} - \text{（特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}{\text{標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含む）} - \text{（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}} \times 100$$

（3か年平均）

令和3年度決算における実質公債費比率の状況は、次表のとおりである。

（単位 千円）

項目	年度		対前年度増減
	令和3年度	令和2年度	
地方債の元利償還金 ①	16,179,693	15,990,260	189,433
準元利償還金 ②	5,741,879	5,767,709	△ 25,830
特定財源 ③	3,381,462	3,201,188	180,274
元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額 ④	14,902,726	14,952,068	△ 49,342
（①＋②）－（③＋④） A	3,637,384	3,604,713	32,671
標準財政規模 ⑤	92,383,584	88,989,707	3,393,877
⑤－④ B	77,480,858	74,037,639	3,443,219
実質公債費比率（単年度） A / B	4.6%	4.8%	△ 0.2ポイント

実質公債費比率（3か年平均）

	単年度				3か年平均		
	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度から 令和3年度 ①	平成30年度から 令和2年度 ②	増減 （ポイント） ①－②
実質公債費比率	4.6%	4.8%	3.5%	2.5%	4.3%	3.6%	0.7

単年度の実質公債費比率をみると当年度は4.6%で、前年度に比較して0.2ポイント低下（改善）したが、令和元年度から令和3年度までの3か年平均による実質公債費比率は4.3%で、平成30年度から令和2年度までの3か年平均に比較して0.7ポイント上昇（悪化）した。これは主に、第四学校給食センター及びサンマリーンながの更新整備に係る市債の償還費の増、並びに長野広域連合のB焼却施設及び最終処分場の償還費に係る負担金の増によるものであるが、早期健全化基準である25%は下回っている状況である。

4 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもので、比率は次の算式による。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模 (臨時財政対策債発行可能額を含む)} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100$$

令和3年度決算における将来負担比率の状況は、次表のとおりである。

項目	年度		
	令和3年度	令和2年度	対前年度増減
将来負担額 ①	242,527,205	247,659,918	△ 5,132,713
地方債の現在高	156,024,122	160,515,633	△ 4,491,511
債務負担行為に基づく支出予定額	3,956,392	4,322,822	△ 366,430
公営企業債等繰入見込額	44,641,749	46,361,830	△ 1,720,081
組合負担等見込額	14,106,588	12,893,557	1,213,031
退職手当負担見込額	22,629,295	22,507,198	122,097
設立法人の負債額等負担見込額	1,169,059	1,058,878	110,181
土地開発公社	1,169,059	1,058,878	110,181
充当可能財源等 ②	216,948,754	215,941,224	1,007,530
充当可能基金額	34,148,068	27,732,483	6,415,585
充当可能特定歳入（注）	25,210,592	26,341,658	△ 1,131,066
うち都市計画税	24,774,402	25,715,993	△ 941,591
基準財政需要額算入見込額	157,590,094	161,867,083	△ 4,276,989
①－② A	25,578,451	31,718,694	△ 6,140,243
標準財政規模 ③	92,383,584	88,989,707	3,393,877
算入公債費等の額 ④	14,902,726	14,952,068	△ 49,342
③－④ B	77,480,858	74,037,639	3,443,219
将来負担比率 A / B	33.0%	42.8%	△ 9.8ポイント

(注) 充当可能特定歳入：国庫支出金等、地方債を財源とする貸付金の償還金、市営住宅使用料、都市計画税のうち元金償還金に充当することが見込まれる特定財源

当年度の将来負担比率は 33.0%で、前年度に比較して 9.8 ポイント低下（改善）し、早期健全化基準の 350%を大きく下回る結果となった。

将来負担額は、前年度に比較して 51 億 3,271 万円余減少した。これは、長野広域連合の地方債現在高のうち本市負担額が前年度に比較して 12 億 1,303 万円余増加したものの、一般会計等の地方債残高及び下水道事業など公営企業債等繰入見込額が、前年度に比較して 44 億 9,151 万円余及び 17 億 2,008 万円余それぞれ減少したことが主な要因である。

充当可能財源等は、前年度に比較して 10 億 753 万円増加した。これは、基準財政需要額算入見込額（公債費のうち交付税措置される額）が、前年度に比較して 42 億 7,698 万円余減少した一方で、充当可能基金額が前年度に比較して 64 億 1,558 万円余増加したことによるものである。

将来負担額が減少したことに加え、充当可能財源等が増加した結果、将来負担比率は前年度に比較して改善した。

5 意見

令和 3 年度の本市の健全化判断比率は、いずれも国が示す早期健全化基準の数値を大きく下回り、健全な財政状況であると言える。

特に、将来負担比率については、前年度に比較してマイナス 9.8 ポイントと大きな改善が見られた。これは、市債の新規発行の抑制により地方債現在高が減少したこと等によるもので、適切な財政運営である。

基金については、財政調整基金、減債基金等への積立を行い、将来負担額を抑える対応を行っているが、公共施設等総合管理基金については、令和 3 年度末現在高が 39 億円余で、将来見込まれる大規模改修に要する経費の財源としては十分な金額ではないため、基金の増額を図られたい。

あわせて、公共施設の総量を減らすとともに、維持管理コストの削減や廃止した施設の売却など財政負担軽減の取組を更に進められたい。

また、健全財政を維持し、財政の弾力性を高めるには、市税等の自主財源の割合を高める取組が必要であり、経済活動を活発化させ、市民生活が豊かになることで税収が拡大するという循環を生み出すような財政運営に努められたい。

審 查 資 料

一般会計等が負担する地方債元利償還金等の状況（実質公債費比率関係）

（単位 千円）

年度 項目	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度
① 地方債の元利償還金 （公債費充当一般財源等）（※1）	16,179,693	15,990,260	15,964,604	15,713,182	15,628,625
② 準元利償還金	5,741,879	5,767,709	5,471,501	5,187,054	5,218,088
満期一括償還地方債の 1年当たりの元金償還 金に相当するもの	0	0	0	0	0
一般会計等から一般会 計等以外の特別会計へ の繰出金のうち、公営 企業債の償還の財源に 充てたと認められるも の	4,750,770	4,779,576	4,879,738	4,933,635	5,004,594
一部事務組合等の起こ した地方債に充てたと 認められる補助金又は 負担金	930,563	860,149	459,523	96,111	51,312
債務負担行為に基づく 支出のうち公債費に準 ずるもの	60,546	127,984	132,240	157,308	162,182
一時借入金の利子	0	0	0	0	0
③ 特定財源（※2）	3,381,462	3,201,188	3,494,682	3,537,503	3,622,018
④ 標準財政規模	92,383,584	88,989,707	87,609,247	88,211,966	87,296,803
⑤ 元利償還金・準元利償 還金に係る基準財政需 要額算入額	14,902,726	14,952,068	15,342,706	15,526,306	15,449,959
⑥ 実質公債費比率 （単年度） （①+②）÷（③+⑤）×100	4.6%	4.8%	3.5%	2.5%	2.4%
実質公債費比率 （⑥ / 3） （3か年平均）			2.8%		
				3.6%	
	4.3%				

（※1）繰上償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る分を除く。

（※2）特定財源：地方債を財源とする貸付金の償還金、市営住宅使用料、都市計画税のうち元金償還金に充当したもの。

将来負担額の会計別内訳（将来負担比率関係）

（単位：千円）

会 計 名	将来負担額									
	地方債の現在高		債務負担行為に基づく支出予定額		公営企業債等繰入見込額		組合負担等見込額		退職手当負担見込額	設立法人の負債額等負担見込額
	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度
一般会計等	156,024,122	160,515,633	3,956,392	4,322,822					22,629,295	
一般会計	150,506,842	154,353,516	3,956,392	4,322,822					22,629,295	
一般会計等に関する特別会計	5,517,280	6,162,117								
母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	54,687	54,687								
授産施設特別会計	0	0								
病院事業債管理特別会計	5,462,593	6,107,430								
公営事業会計					44,641,749	46,361,830				
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					4,289	3,713				
国民健康保険特別会計					4,289	3,713				
介護保険特別会計					0	0				
後期高齢者医療特別会計					0	0				
駐車場事業特別会計					0	0				
公営企業に係る会計					44,637,460	46,358,117				
法適用企業					44,633,479	46,358,117				
産業団地事業会計（宅地造成事業）					0	0				
水道事業会計					3,841,156	3,972,824				
下水道事業会計					40,422,069	42,001,375				
戸隠観光施設事業会計					370,254	383,918				
法非適用企業					3,981	0				
鬼無里大岡観光施設事業特別会計					3,981	0				
一部事務組合・広域連合							14,106,588	12,893,557		
一部事務組合							0	0		
須高行政事務組合							0	0		
千曲衛生施設組合							0	0		
長水部分林組合							0	0		
長野県市町村自治振興組合							0	0		
広域連合							14,106,588	12,893,557		
長野広域連合							14,106,588	12,893,557		
長野県後期高齢者広域連合							0	0		
長野県地方税滞納整理機構							0	0		
地方公社等（注）										1,169,059
地方公社										1,169,059
長野市土地開発公社										1,169,059
独立行政法人										0
長野市民病院										0
小 計	① 156,024,122	160,515,633	② 3,956,392	4,322,822	③ 44,641,749	46,361,830	④ 14,106,588	12,893,557	⑤ 22,629,295	⑥ 1,169,059
対前年度増減（3年度－2年度）	△ 4,491,511		△ 366,430		△ 1,720,081		1,213,031		122,097	110,181
将来負担額（3年度） （①+②+③+④+⑤+⑥）						242,527,205				
前年比（3年度－2年度）						△ 5,132,713				

（注）第三セクター等は該当なし

充当可能基金額の内訳（将来負担比率関係）

（単位 千円）

基金名		充当可能基金額		
		令和3年度	令和2年度	対前年度増減
1	財政調整基金	14,868,477	12,752,621	2,115,856
2	特別会計国民健康保険支払準備基金	1,100,000	1,200,000	△ 100,000
3	奨学基金	179,591	179,862	△ 271
4	土地開発基金	0	0	0
5	老人大学園設置運営基金	0	0	0
6	市民病院建設基金	0	0	0
7	減債基金	6,800,000	4,000,000	2,800,000
8	大学整備基金	0	0	0
9	都市デザイン基金	0	0	0
10	芸術文化振興基金	0	0	0
11	防災基金	0	0	0
12	スポーツ振興基金	0	0	0
13	ふれあい長寿社会福祉基金	0	0	0
14	国際交流基金	0	0	0
15	リサイクル基金	0	0	0
16	職員退職手当基金	4,700,000	4,500,000	200,000
17	子供たちの国際交流基金	0	0	0
18	介護給付費準備基金	2,600,000	2,200,000	400,000
19	都市緑化基金	0	0	0
20	子どもたちの国際教育のための倉石忠雄基金	0	0	0
21	ふるさと応援基金	0	0	0
22	公共交通機関活性化基金	0	0	0
23	冬季競技振興基金	0	0	0
24	水内ダム関連排水機場維持管理基金	0	0	0
25	公共施設等総合管理基金	3,900,000	2,900,000	1,000,000
26	茶臼山動物園整備基金	0	0	0
合 計		34,148,068	27,732,483	6,415,585

令和3年度決算に基づく資金不足比率審査意見

第1 審査の対象

令和3年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和4年6月30日から8月23日まで

第3 審査の方法

審査に当たっては、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律及び関係法令に基づき算出され、適正に作成されているかについて、関係書類等と照合するとともに、関係職員の説明聴取を実施した。

第4 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令に準拠して作成され、その算定は適正であるものと認められた。

資金不足比率は次表のとおりであり、各会計とも経営健全化基準を下回っている。

1 資金不足比率

公営企業会計ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率であり、経営状態の悪化の度合いを示すもので、比率は次の算式による。

〈算式〉

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100$$

各会計における資金不足比率一覧表

区分	会計名	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	R3-R2年度 増減	経営健全化 基準
法 適 用 企 業	産業団地事業会計	— (▲ 42.36%)	— (▲ 38.66%)	— (▲ 37.49%)	— (▲ 35.19%)	— (▲ 30.51%)	(△ 3.70)	20%
	水道事業会計	— (▲ 242.10%)	— (▲ 230.87%)	— (▲ 223.91%)	— (▲ 202.63%)	— (▲ 192.52%)	(△ 11.23)	20%
	下水道事業会計	— (▲ 74.40%)	— (▲ 68.53%)	— (▲ 69.39%)	— (▲ 73.75%)	— (▲ 77.43%)	(△ 5.87)	20%
	戸隠観光施設事業会計	— (▲ 28.60%)	— (▲ 29.04%)	— (▲ 18.67%)	— (▲ 17.54%)	— (▲ 12.88%)	(0.44)	20%
法 企 非 業 適 用	鬼無里大岡観光施設事業 特別会計	— (▲ 0.10%)	— (▲ 0.13%)	— (▲ 0.04%)	— (▲ 0.04%)	— (▲ 0.05%)	(0.03)	20%

- ※ 比率は、表示単位未満を切り捨てた表示としている。
 - ※ 資金不足比率については、資金不足が生じていないため「－」で表示し、参考として、資金剰余の比率を（ ）内に「▲」で併記した。
 - ※ 産業団地事業会計（宅地造成）では、資金不足の割合を前年度と比較するため、一般会計からの長期借入金を資金不足額に加え、正の値ならば剰余額を0とする特例を考慮しない比率を算定し記載した。
 - ※ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律において、地方公共団体は、公営企業の資金不足比率が経営健全化基準以上である場合には、経営健全化計画を定めなければならないとされている。
- なお、各公営企業会計の資金不足額の状況については、15ページから記載している。

2 意見

令和3年度決算においては、前年度と同様、全公営企業会計において、国が示す経営健全化基準である20%を下回り、資金不足は生じなかった。

しかしながら、鬼無里大岡観光施設事業特別会計については、一般会計からの繰入金を控除すると資金不足が生じている（次表参照）。

当会計では、鬼無里の湯や聖山パノラマホテル等の経営改善方策について、地域住民を含めた検討が行われているが、これまでの指定管理者制度を前提とした議論にとどまらず、低廉な料金で普通財産として貸し付け、市が赤字補填や維持管理費を負担しない仕組みの検討のほか、宿泊施設としての用途に限定せず、全国に向けて施設の貸付先を募る方策についても検討されたい。

（資金不足額一覧表）

（単位 千円）					
法適用企業	流動負債 （※1） A	流動資産 （※2） B	資金不足額 （※4） C（=A-B）	一般会計からの繰入金（基準外） （※3） D	資金不足額 （基準外繰入金を除く） （※4） E（=C+D）
産業団地事業会計	278,522	1,805,980	▲ 1,527,458	0	▲ 1,527,458
水道事業会計	1,283,376	16,006,424	▲ 14,723,048	48,151	▲ 14,674,897
下水道事業会計	1,594,277	7,384,252	▲ 5,789,975	142,574	▲ 5,647,401
戸隠観光施設事業会計	1,679	91,505	▲ 89,826	64,634	▲ 25,192

法非適用企業	歳出額 A	歳入額 B	歳出額－歳入額 （※4） C（=A-B）	一般会計からの繰入金（基準外） （※3） D	歳出額－歳入額 （基準外繰入金を除く） （※4） E（=C+D）
鬼無里大岡観光施設事業特別会計	79,918	79,970	▲ 52	75,632	75,580

- （※1）流動負債＝流動負債－（控除企業債等＋控除未払金等＋控除額＋PFI建設事業費等）（産業団地事業会計以外）
流動負債＝流動負債－（控除企業債等＋控除未払金等＋控除額＋PFI建設事業費等＋土地前受金）（産業団地事業会計）
- （※2）流動資産＝流動資産－（控除財源＋控除額）（産業団地事業会計以外）
流動資産＝流動資産－（控除財源＋控除額＋土地評価差額）（産業団地事業会計）
- （※3）一般会計が公営企業会計に対して本来負担（繰出）すべき経費についての、国が示す基本的な考え方を「繰出基準」という。
繰入金（基準外）は、一般会計が本来負担（繰出）すべき経費についての繰出基準以外の繰入金である。を「繰出基準」という。
- （※4）各会計C及びEについては、剰余額を「▲」で表示した。

審 查 資 料

1 資金不足額の状況（法適用企業）

（1）産業団地事業会計（宅地造成）

（単位 千円・％）

項目	令和3年度	令和2年度	対前年度増減
資金不足額（A+B-C）（※1）	▲ 1,527,458	▲ 1,469,156	△ 58,302
① 流動負債の額	761,522	1,013,006	△ 251,484
② 控除企業債等	483,000	668,000	△ 185,000
③ 控除未払金等	0	0	0
④ 控除額（※2）	0	0	0
⑤ PFI建設事業費等	0	0	0
⑥ 土地前受金	0	0	0
A 小計（①-②-③-④-⑤-⑥）	278,522	345,006	△ 66,484
B 算入地方債の現在高	0	0	0
⑦ 流動資産の額	2,019,862	2,150,872	△ 131,010
⑧ 控除財源	0	0	0
⑨ 控除額（※2）	0	0	0
⑩ 土地評価差額	213,882	336,710	△ 122,828
C 小計（⑦-⑧-⑨-⑩）	1,805,980	1,814,162	△ 8,182
事業の規模（D）	3,605,118	3,799,905	△ 194,787
⑪ 資本の額	2,843,596	2,786,899	56,697
⑫ 負債の額	761,522	1,013,006	△ 251,484
⑬ PFI建設事業費等のうち 流動負債に係るリース債務	0	0	0
D 小計（⑪+⑫+⑬）	3,605,118	3,799,905	△ 194,787
資金不足比率（※3） （資金不足額/事業の規模）*100	- （▲ 42.36）	- （▲ 38.66）	（△ 3.70ポイント）

（2）水道事業会計

（単位 千円・％）

項目	令和3年度	令和2年度	対前年度増減
資金不足額（A+B-C）（※1）	▲ 14,723,048	▲ 13,987,728	△ 735,320
① 流動負債の額	3,023,535	2,614,729	408,806
② 控除企業債等	1,740,159	1,708,338	31,821
③ 控除未払金等	0	0	0
④ 控除額（※2）	0	0	0
⑤ PFI建設事業費等	0	0	0
A 小計（①-②-③-④-⑤）	1,283,376	906,391	376,985
B 算入地方債の現在高	0	0	0
⑥ 流動資産の額	16,006,424	14,894,119	1,112,305
⑦ 控除財源	0	0	0
⑧ 控除額（※2）	0	0	0
C 小計（⑥-⑦-⑧）	16,006,424	14,894,119	1,112,305
事業の規模（D-E）	6,081,174	6,058,532	22,642
D 営業収益の額	6,081,174	6,058,532	22,642
E 受託工事収益の額	0	0	0
資金不足比率（※3） （資金不足額/事業の規模）*100	- （▲ 242.10）	- （▲ 230.87）	（△ 11.23ポイント）

(3) 下水道事業会計

(単位 千円・%)

年度 項目	令和3年度	令和2年度	対前年度増減
資金不足額 (A+B-C) (※1)	▲ 5,789,975	▲ 5,237,681	△ 552,294
① 流動負債の額	8,295,039	8,517,818	△ 222,779
② 控除企業債等	6,700,762	6,786,528	△ 85,766
③ 控除未払金等	0	0	0
④ 控除額(※2)	0	0	0
⑤ PFI建設事業費等	0	0	0
A 小計 (①-②-③-④-⑤)	1,594,277	1,731,290	△ 137,013
B 算入地方債の現在高	0	0	0
⑥ 流動資産の額	7,384,252	6,968,971	415,281
⑦ 控除財源	0	0	0
⑧ 控除額(※2)	0	0	0
C 小計 (⑥-⑦-⑧)	7,384,252	6,968,971	415,281
事業の規模 (D-E)	7,781,205	7,642,311	138,894
D 営業収益の額	7,781,205	7,642,311	138,894
E 受託工事収益の額	0	0	0
資金不足比率 (※3) (資金不足額/事業の規模)*100	- (▲ 74.40)	- (▲ 68.53)	(△ 5.87% ｲﾝﾄ)

(4) 戸隠観光施設事業会計

(単位 千円・%)

年度 項目	令和3年度	令和2年度	対前年度増減
資金不足額 (A+B-C) (※1)	▲ 89,826	▲ 77,143	△ 12,683
① 流動負債の額	51,900	66,440	△ 14,540
② 控除企業債等	50,221	63,744	△ 13,523
③ 控除未払金等	0	0	0
④ 控除額(※2)	0	0	0
⑤ PFI建設事業費等	0	0	0
A 小計 (①-②-③-④-⑤)	1,679	2,696	△ 1,017
B 算入地方債の現在高	0	0	0
⑥ 流動資産の額	91,505	79,839	11,666
⑦ 控除財源	0	0	0
⑧ 控除額(※2)	0	0	0
C 小計 (⑥-⑦-⑧)	91,505	79,839	11,666
事業の規模 (D-E)	314,011	265,574	48,437
D 営業収益の額 (指定管理者の利用 料金収入の額を含む)	314,011	265,574	48,437
E 受託工事収益の額	0	0	0
資金不足比率 (※3) (資金不足額/事業の規模)*100	- (▲ 28.60)	- (▲ 29.04)	(0.44% ｲﾝﾄ)

(※1) 資金不足額が生じていないため、参考として黒字の値を「▲」で表示した。

(※2) 控除額：連結実質赤字比率の算定上、現金会計である他会計との間で生じる重複額

(※3) 参考として、資金剰余の比率を「▲」で併記した。

2 資金不足額の状況（法非適用企業）

鬼無里大岡観光施設事業会計

(単位 千円・%)

項 目	年 度		
	令和3年度	令和2年度	対前年度増減
資金不足額（A+B-C）（※1）	▲ 52	▲ 61	9
A 歳出額	79,918	77,527	2,391
B 算入地方債の現在高	0	0	0
① 歳入額	79,970	77,588	2,382
② 翌年度に繰り越すべき財源	0	0	0
C 小計（①-②）	79,970	77,588	2,382
事業の規模（D-E）	48,709	44,829	3,880
D 営業収益に相当する収入の額	48,709	44,829	3,880
E 受託工事収益に相当する収入の額	0	0	0
資金不足比率（※2） （資金不足額/事業の規模）*100	— (▲ 0.10)	— (▲ 0.13)	(0.03 ^ホ イト)

(※1) 資金不足額が生じていないため、参考として黒字の値を「▲」で表示した。

(※2) 参考として、資金剰余の比率を「▲」で併記した。

【参考資料】

1 実質赤字比率

- (1) 一般会計等の実質赤字額
一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- (2) 実質赤字の額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)

2 連結実質赤字比率

- (1) 連結実質赤字額 : イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
 - イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
 - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
 - ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
 - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

3 実質公債費比率

- (1) 準元利償還金 : イからホまでの合計額
 - イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
 - ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ハ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
 - ホ 一時借入金の利子

4 将来負担比率

- (1) 将来負担額 : イからヌまでの合計額
 - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
 - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）
 - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
 - ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
 - ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
 - ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - ト 当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - チ 設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを

行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

リ 連結実質赤字額

ヌ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

(2) 充当可能基金額：イからチまでの償還額等に充てることができる地方自治法第 241 条の基金

5 資金不足比率

(1) 資金の不足額：

法適用企業 = (流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額

法非適用企業 = (歳出額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 歳入額) - 解消可能資金不足額

※解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後の一定期間構造的に生じる資金の不足額がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。

※宅地造成事業を行う公営企業については、販売用土地に係る流動資産の算定等に関する特例がある。

(2) 事業の規模：

法適用企業 = 営業収益の額 - 受託工事収益の額

法非適用企業 = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

※指定管理者制度（利用料金制）を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。

※宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」（調達した資金規模）を示す資本及び負債の合計額とする。

6 標準財政規模

(1) 地方公共団体の標準的な状態で、通常収入されると見込まれる経常的一般財源の規模を示すもの

標準税収入額等 + 普通交付税額 + 臨時財政対策債発行可能額

(総務省 健全化判断比率・資金不足比率に関する資料等から抜粋)